指定地域

出雲市の悪臭の規制対象となる指定地域は次のとおりです。

悪臭原因物の排出を規制する地域(平成17年3月18日島根県告示第318号)

都市計画法第8条第1項第1号の規定に基づく用途地域のうち次の	
地域	
第一種低層住居専用地域,第二種低層住居専用地域,第一種中高層	
住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二	
種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域	
工業地域	
※旧大社町及び旧斐川町の区域を除く。	
1 1	

[※]詳しくは、縦覧図面をご覧下さい。

[※]用途地域については都市計画課にお問合せください。